

# 自転車の交通違反に反則金！

2026.4.1.からはじまります。

- じてんしゃ こうつうる ー る まも こうつういはん  
**自転車の交通ルールを守らないと、交通違反になります。**
- こうつういはん はんそくきん かね はら  
**交通違反をすると反則金というお金を払わないといけません。**
- たいしょうしゃ はんそくきん はら ひと さいいじょう ひと  
**対象者（反則金を払わないといけない人）は16歳以上の人です。**



## こうつうい はん しゅるい 交通違反の種類

じてんしゃ こうつういはん ぜんぶ しゅるい か いはん  
**※自転車の交通違反は全部で113種類あります。ここに書いていない違反もあります。**

※わからないことは近くの警察署で聞いてください。

- ① **携帯電話を使いながら自転車を運転するのは違反です。**  
 反則金 ¥12,000

② **踏切の手前では、一度止まって安全確認をしないと違反です。**  
 反則金 ¥6,000

③ **信号を守らないと違反です。すす進んでいいのは、青信号（緑色の信号）の時だけです。**  
 反則金 ¥6,000

④ **道路の右側を走ると違反です。**  
 反則金 ¥6,000

⑤ **『止まれ』の標識のある場所では、一度止まって安全確認をしないと違反です。**  
 反則金 ¥5,000

⑥ **イヤホンをつけて、音楽を聴くなど、周りの音が聞こえないような状態で運転すると違反です。**  
 反則金 ¥5,000

⑦ **傘をさして自転車を運転することは違反です。**  
 反則金 ¥5,000

⑧ **自転車に大きな荷物を載せて走ると違反です。**  
 反則金 ¥5,000

⑨ **夜、自転車の電気をつけずに運転すると違反です。**  
 反則金 ¥5,000

⑩ **ほかの人と並んで走ると違反です。**  
 反則金 ¥3,000

⑪ **1台の自転車に他の人と一緒に乗ると違反です。**  
 反則金 ¥3,000

⑫ **歩道を走ると違反です。** 反則金 ¥6,000  
 次の①～③の時は歩道を走ることができます。  
 ① 歩道を走ってもいいという標識がある時。  
 ② 12歳以下の子どものと、70歳以上の人、身体に障害がある人。  
 ③ 道路を走る車がたくさんいる時、道路の幅が狭い時。

チャイルドシートを使えば、小学生になる前の子ども（6歳までの子ども）と一緒に乗ることができます。運転できるのは16歳以上の人です。一緒に乗ることができるのは、子ども2人までです。

- こうつう いはん けいさつかん あおきつぷ  
**交通違反をすると、警察官から青切符（お金を払うための書類）を渡されます。**
- きめられた日までに、納付書を銀行や郵便局などに持って行き、反則金を払えば手続きは終わりです。
- きめられた日までに、反則金を払わないと、裁判になる可能性があります。

